

番号：140836

国名：全世界

担当：社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名：プロジェクト研究「長期化した難民状況における開発機関の果たす役割」(難民状況分析)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務：難民状況分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間：2014年11月下旬から2015年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 3. 25M/M、現地 1. 40M/M、合計 4. 65M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
20日	21日	15日	21日	30日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月22日
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 20点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 33点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 26点
    - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	難民にかかる各種調査
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし

(2) 必要予防接種：なし（但し、現地調査の渡航先により、必要となる場合がある）

## 6. 業務の背景

我が国は、ODA 大綱及び ODA 中期政策において、平和構築を重点課題のひとつとして定めており、同政策に基づいて、JICA も紛争の影響を受けている国や紛争後の国における事業を積極的に実施している。こうした国・地域で事業を展開する場合には、開発支援機関同士の連携だけでなく、紛争に起因して発生した難民や国内避難民に対する支援を行う人道支援機関との連携が重要であり、いわゆる「人道と開発のシームレスな連携」が長く求められてきた。

そのような中、局地的な紛争が増加・紛争の長期化に伴い、帰還できない難民が増加し、「Protracted Refugee Situations : PRS（長期化した難民状況）」と呼ばれる難民が、世界の難民数（約 4400 万人）の 4 分の 3 を占めるとも報告されている。避難生活が長期化すると、難民個人の生活環境が悪化するとともに、将来への不安など経済的、身体的、精神的な大きな負担がかかる。また、難民受入国の約 8 割が開発途上国であるため、難民に社会サービスを提供している途上国側の負担も重く、開発援助機関としても同問題の解決に取り組むことが求められている。

PRS に対しては、帰還、第三国定住、庇護国での現地統合のいずれの解決も見出されていないため、開発の視点を組み込んだ「恒久的解決」(Solution)を進めることで何らかの解決方法を探ることが必要となっている。そのため、難民問題に関して開発援助機関を巻き込み、難民問題が当該国の国家開発の課題の一つとして位置付けられるよう当該政府に働きかけると共に、難民問題に係る開発機関の長期的コミットメントを引き出すことを目的に、2011 年 UNDP・UNHCR・世銀が「Transitional Solutions Initiative (TSI)」を提唱した。東スーダン、コロンビア、ネパールをパイロット国として取り組みが開始され、日本は 2013 年よりコア・グループの一員として関係会合に出席し、日本の難民支援の経験に基づきインプットを行ってきた。2014 年 4 月には、デンマーク・コペンハーゲンで関係国会合が開催され、TSI の成果と反省を踏まえた新たな枠組みとして「Solutions Alliance（以下、SA）」が立ち上がることとなった。同会合では、SA の下で取り組む支援対象国/地域としてソマリア地域、エクアドル、シリア地域、ザンビア、東スーダン、コートジボワールの 6 ケースが候補として挙げられ、関係各国の積極的な関与が求められたことから、我が国と外務省と JICA は、ソマリア地域、及びザンビアにおいて積極的な関与を表明している。

上記の状況の下、今後の展開に役立てるため JICA は、現在に至るまでの国連機関等の PRS に関する取り組みをレビューし、成功要因、失敗要因を分析した上で、今後の PRS に対する取り組み指針をまとめることとした。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「長期化した難民状況（Protracted Refugee Situations、以下「PRS」）に関する開発機関の事業実施ガイドラインを作成するため、以下に示す各業務を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第一回国内作業期間（2014 年 11 月下旬～12 月下旬）

①関係機関（UNHCR、UNDP、ILO、FAO、UNHABITAT、Norwegian Refugee Council、Danish Refugee Council、International Rescue Committee、WB、Denmark、Sweden、Norway、The Netherlands、EU、GIZ、DANIDA、SIDA、CIDA、Europe Aid、USAID、DFID、IKEA、Uniqlo 等）の既存の資料、先行研究（各種調査論文、学術論文、関連ウェブサイト）をレビューし、世界の難民及び国内避難民の中で、PRS の概要・規模等の全体像を把握する。その際、①難民、国内避難民、②都市型難民、キャンプ型難民、③UNHCR が推進していた TSI (Transitional Solutions Initiative) の対象可否等の各難民状況の特性も把握する。

②既存の資料（関係機関の発行する資料・情報）、先行研究（各種調査論文、学術論文、関連ウェブサイト）のレビュー、日本国内の有識者（UNHCR 東京事務所関係者、難民研究を行

っている大学関係者、海外での難民支援を行っている NGO 関係者等）からの聞き取りにより、PRS による開発途上国（特に難民受入国）への影響を把握し、具体的な開発の阻害要因及び同国への不安定要素を把握する。

- ③PRS に関する関係機関の実施事業を把握し、国連機関、多国間援助機関、二国間援助機関、民間会社等のカテゴリーに分け、取り組み状況を整理する。
  - ④上記①、②、③に基づき、現地調査におけるヒアリング項目、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、現地調査計画（案）（和文・英文）を作成する。
  - ⑤本件に関係する各種打合せに出席する。
- (2) 第一回現地派遣期間（2014 年 1 月上旬～1 月下旬）
- ①監督職員と協議の上、ヒアリングを行う関係機関（UNHCR、UNDP、ILO、FAO、UNHABITAT、Norwegian Refugee Council、Danish Refugee Council、International Rescue Committee、WB、Denmark、Sweden、Norway、The Netherlands、EU、GIZ、DANIDA、SIDA、CIDA、Europe Aid、USAID、DFID、IKEA、Uniqlo 等）を決定し、対象機関からの聞き取りを通じ、PRS による開発途上国（特に難民受入国）への影響を把握するとともに、具体的な開発の阻害要因や不安定要素を分析する。
  - ②関係機関が認識している PRS の解決に関する成功事例・失敗事例及びそれぞれの要因を把握する。
  - ③各機関との面談記録及び第一回現地調査報告書（和文）を作成する。
- (3) 第二回国内作業期間（2014 年 2 月上旬～2 月下旬）
- ①第一回現地派遣調査で把握した事例から、PRS の解決に関する成功要因と失敗要因を整理、分析し、監督職員と協議の上、さらに詳細に調査する事例（現地調査を行う事例）を 2 事例程度選択する。
  - ②選択した事例について、現地調査におけるヒアリング項目、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、現地調査計画（案）（和文・英文）を作成する。
- (4) 第二回現地派遣期間（2014 年 3 月上旬～3 月下旬）
- ①難民受入国の PRS に関する政策・方針を把握する。
  - ②難民受入国の PRS 解決に向けた事業の実施状況を把握する。
  - ③関係機関、受益者である難民・国内避難民からのヒアリングにより、成功要因と失敗要因を抽出し、整理する。
  - ④各機関との面談記録及び現地調査報告書（和文）を作成する。
- (5) 第三回国内作業期間（2014 年 4 月上旬～5 月上旬）
- ①把握した成功要因と失敗要因から、JICA が今後事業を実施する際の対応策及び留意点をまとめ、開発機関の事業実施ガイドライン（英文）及びサマリー（和文・英文）を作成する。  
なお、ハンドブック作成にあたっては、構成、内容について監督職員と密に協議を行うこと。
  - ②JICA が主催する各種イベント（コンサルタントの勉強会など）及び JICA 関係者へ研修などの機会に、ハンドブックの内容を紹介する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）の全てとする。

- (1) 第一回現地調査報告書（和文）
  - (2) 第二回現地調査報告書（和文）
  - (3) 開発機関の事業実施ガイドライン（英文）、サマリー（和文・英文）
- 上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

### (2) 臨時会契約の委嘱

渡航先によっては、当機構本部より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する可能性があります（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の第一回現地調査期間は2015年1月7日～2015年1月28日（スイス、ドイツ等）、第二回現地調査期間は3月上旬～下旬を予定しています（スーダン、ザンビア等）。JICA事務所が所在しない先進国に単独で渡航する場合には、当機構本部より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する可能性があります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括/平和構築（JICA）

イ) 難民状況分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

渡航先によって変更はあり得ますが、当機構の現地事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし（なお、難民へのヒアリングなどにより必要な場合はJICA側で通訳可能な者を手配する）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

特になし

### (2) 参考資料

①本業務に関する資料が以下のウェブサイトで公開されています。

<http://www.endingdisplacement.org/copenhagen-roundtable/>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②紛争国もしくはポストコンフリクト国での業務経験があることが望ましい。

以上